

令和6年度
横手市農地利用最適化推進施策等に関する
意見に対する回答書

横手市農業委員会

会長 飯野 正和 様

令和6年1月26日

横手市長 高橋 大



【 意 見 】

1 農業生産資材等価格の高騰への（継続的な）対策について

現下の社会情勢の動向により、燃料・肥料・飼料等農業生産資材等の価格高騰は当面続くことが懸念されます。

このようなことから、農家負担を軽減し営農意欲を維持するため、これまで実施してきた燃油、資材等の価格高騰対策の継続や拡充について、多角的な支援を要望します。

【 回 答 】

燃油や肥料、飼料等の価格高騰・高止まりが現在も続いているなか、生産費の増大に伴う収支の悪化により、農業経営の規模縮小などが懸念され、今後の産地維持に向けて危機感を持っているところです。

市では、こうした生産費の上昇が営農計画や経営継続に影響が出ていることを受け、これまで国事業の肥料価格高騰対策事業のとりまとめや県事業の活用、市独自の支援対策事業を実施してきました。

また、国においては、今般の燃料や肥料等の高騰によるコスト上昇を受け、農産物への価格転嫁に関する協議体を発足させ、適正に反映できる仕組み作りが検討されております。

今後も生産費に影響を及ぼす燃油や資材等の価格動向の把握に努め、国や県の次期作に向けた対応や支援策なども確認しながら、農業者の皆様が引き続き意欲をもって営農に取り組んでいただけるよう対応してまいります。

【 意 見 】

2 中小規模農家への支援対策と耕作放棄地対策の強化について

農業者の高齢化や減少により、年々耕作放棄地が増加してきています。特に中山間地域においては、集積・集約ができない条件不利農地が多いほか、団体や法人経営者が少ないことから、担い手の確保及びマッチングが非常に困難な状況となっています。

現在、国では、「食料・農業・農村基本法」の見直しについて議論されており、その中においても、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげるなど、人口減少下でも持続可能で強固な食糧供給基盤の確立を掲げています。

このようなことから、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に取り組む農業者を後押しするため、条件不利農地への支援拡充並びに多様な担い手確保に対する取り組みの強化と耕作放棄地の環境保全維持に対する支援を要望します。

【 回 答 】

農業者の高齢化や担い手不足等による耕作放棄地は、中山間地域のみならず平坦部におきましても増加してきている状態です。

耕作放棄地の発生を未然に防ぐためには、早期発見と是正指導が極めて重要であり、地域の実情を把握されている農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様による農地所有者の管理意識向上に関する啓発・指導が効果的であると考えています。

また、耕作放棄地の増加を防ぐには、関係機関との連携を密にするとともに、地域における農業の担い手の確保や離農者の所有する農地の流動化の推進が必要となることから、農業委員会をはじめとする関係機関と連携し、引き続き農地の流動化を進めるとともに耕作放棄地の再生については、国や県の補助制度等の活用について検討を進めてまいります。

一方で、中山間地域での営農活動は、生産活動のみならず集落機能の維持にも重要な役割を果たしていると認識しており、本市におきましては、国の「中山間地域等直接支払制度」等を活用しながら中山間地域の農業振興に取り組んでいるところであり、市単独事業の「中山間地域等経営継続支援事業」においても、耕作条件の不利な中山間地域における農業生産活動を継続して支援してまいります。

また、農業経営の基盤強化対策として、引き続き国・県の支援事業の活用を進めながら、市独自の支援策にも継続して取り組み、次期作に向けた農業者の皆様への経営継続支援とともに、更なる作業の省力化や低コスト化に向けたスマート農業の普及を推進し、農産物の品質及び農家所得の向上を図ってまいります。

【 意 見 】

3 産地ごとの実情に合った水田活用の直接支払交付金の運用について

国では、水田活用の直接支払交付金の要件を厳格化し、令和4年度から8年度までの5年間で一度も水張りが行われぬ農地を交付対象から除外する方針を示しています。

以前は、国が主食用米の需要減少を受けて転作を奨励し、生産者はそれに協力して転作作物を安定的に確保するため、排水対策に取り組んでおり、本交付金があるからこそ、農業経営が維持されている現状があります。

また、この見直しは、地域で転作を循環させるブロックローテーションを促す狙いがありますが、排水対策等の関係からこれにはなじまない品目や農地があることから、今後、耕作放棄地の増加や離農者の増加が懸念されます。

このようなことから、地域ごと、産地ごとにおかれた現状や条件の違いがあることから、地域の実情に沿った運用が図られるよう、各方面への強い働きかけを要望します。

【 回 答 】

水田活用直接支払交付金の交付対象水田の要件の見直しであります「5年水張りルール」については、国から具体的な運用のポイントが示されたことから、関係機関による会議を開催し昨年の秋に農家への周知をすることが出来ました。

これからは農地を交付対象水田として維持していくためには、5年に一度の水張りの実施が必須となりますが、転作作物は大豆などのようにブロックローテーションが組めるような作物とは限らず、排水対策が重要でそもそも水張りには適さない作物、或いは中山間地域などの条件不利地やハウスなどの施設を整備している農地といった交付対象水田の「水張りルール」要件を満たすことが出来ない可能性の高い農地も多いものと考えられます。これらの農地に対して、本市としてどう対応していくのか再生協議会の中で早急に方向づけする必要があると考えています。

交付対象水田の要件の見直しにより、生産現場に大きな混乱と不安が生じていることから、地域の実情に沿った運用と支援が図られるよう今後も国に対し要望してまいります。

農業委員の皆様におかれましても、再生協議会の構成員としてご意見、ご助言を願います。

【 意 見 】

4 女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備について

農村地域においては、農業・農村の発展や担い手確保のため、女性の活躍が求められています。

農業に携わる女性を増やすためには、女性が働きやすい農業・農村をつくるための取り組みを推進するとともに、男性・女性が共に働く農業の実現、若手女性農業者の育成などのきめ細かな支援を進めるよう要望します。

【 回 答 】

女性農業者の地域農業への参画は、地域農業の重要な担い手であり農業振興や地域の活性化にも大きな効果があるものと捉えております。

当市では、令和元年度より女性農業者の働きやすい環境の実現を目指し、よこて農業創生大学事業において、農業女子勉強会を開催し、女性ならではの苦労や悩みの解消に向けた取り組みを実施しており、こうした交流の場も活用しながら、今後も女性農業者の育成にもつなげていきたいと考えております。

また、休憩室や衛生施設の整備などハード面への支援につきましては、国や県の補助事業があるものの、農業法人等が事業要件となっており、個々の農業者においては、支援対策が無いのが実情です。今後の国・県の動向などを見極めながら、市独自の新たな支援事業の必要性について検討してまいります。

今後も各種助成制度の周知や認定農業者育成のサポートに加え、家族経営協定の締結などによる就業条件の改善や経営参画の推進に、関係機関や農業委員会の皆様と連携して取り組んでまいります。

【 意 見 】

5 有害鳥獣（特にイノシシ）への対策強化について

有害鳥獣による被害は、山間部や平野部を問わず年々拡大しております。

こうした中、今年にはクマの出没が頻発し、果樹を中心に多くの農作物被害が発生する状況となっております。加えて近年では、イノシシによる農作物への直接的な被害のみならず、ほ場の掘り起こしや農道や畦畔、水路の破壊等、農家の営農意欲を削ぐような被害が発生しています。

このような状況から、農作物はもとより人身被害防止のため、市の「農作物等獣害被害防止計画」推進のための予算を拡充し、被害防止の取り組みに対する支援の強化、捕獲体制強化のための人材育成、捕獲へのインセンティブなど包括的な施策の展開を要望します。

【 回 答 】

昨年はクマの目撃報告や農作物（特に果樹）への被害が異常に多く、これに伴い捕獲数も過去最高を記録するなど、農作物被害のみならず、市民の安全確保という面でも深刻な問題と捉えております。また、イノシシに関しましては、被害や目撃の報告件数自体は少ないものの、子連れが目撃例も寄せられており、生息数の増加による被害拡大の抑止について、早急な対策が必要であると考えております。

市といたしましては、これら有害鳥獣による農作物被害の防止については、電気柵の設置が非常に有効であることから、市単独事業である「農作物等獣害被害防止対策事業」による電気柵設置費用への支援と、その普及啓発に努めております。このほか、イノシシやシカについては捕獲圧を高めることを目的に、1頭当たり5,000円の報奨金の交付も行っております。また、有害鳥獣対策の柱である「捕獲駆除」に関しては、高齢化などにより後継者不足が課題となっていることから、狩猟免許取得費用等に対する補助制度を創設し、新たな鳥獣被害対策実施隊員の確保にも取り組んでおります。

有害鳥獣被害対策を効果的かつ効率的に進めるためには、やぶの刈払いや生ゴミ・農作物残渣を適切に処理するなどの「生息環境管理」、電気柵の設置などの「被害防除」、農作物等に被害を及ぼす個体を駆除する「有害捕獲」に総合的に取り組むことが重要です。これらの対策について、先進市町村の事例等も参考に、関係機関や猟友会、地域の皆様のご協力を頂きながら、引き続き取り組んでまいります。

6 もみ殻の再利用への取り組みについて

米の生産過程で発生するもみ殻は、依然として多くが焼却処分されており、廃棄コストが掛かるだけでなく、環境にも悪い影響を与えている現状にあり、その再利用が地域課題の一つとなっています。

このようなことから、もみ殻をくん炭化して土壌改良材や融雪剤、有機肥料としてペレット化するなど、地域資源としての有効活用について、早期に検討を進めるよう要望します。

【 回 答 】

モミ殻の再利用については、昨今の肥料高騰対策としてだけでなく、地域内循環型農業を推進する観点から、堆肥利用だけでなく、燃料の材料やくん炭として土壌改良材に利用することで貴重な地域資源となり得ることから、幅広い分野での活用を視野に入れていく必要があるものと認識しております。

J A 秋田ふるさとにおいても、県営ほ場整備事業の縮小により、暗渠排水の疎水材として使われてきたモミ殻が余剰となることから、カントリーエレベーターから排出される大量のモミ殻の処分が大きな課題となっており、昨年度からその利活用について多面的に模索していますが、市でも地域が抱える共通課題という認識の下、活用方法や事業化の実現性などについて情報共有してまいりました。

その取り組みとして、J A では今年からモミ殻をくん炭（バイオ炭）化して、園芸作物栽培での実証試験を行っており、今後はその試験結果を共有しながら県など関係機関と連携し、事業化等の取り組みについて検討してまいります。